

消費税を税務署に納めていないNPOにも聞いてもらいたい

参加費無料

消費税インボイス制度セミナー

日時：令和4年11月25日(金) 14時～16時

講師：鳥居翼氏 (鳥居翼税理士事務所 所長)

開催方法：オンライン配信

※ オンラインの受講が難しい場合はご相談ください

2023年10月から始まりますが、インボイス制度って何ですか？



年間売上が1,000万円を超える消費税課税事業者は、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために**適格請求書(インボイス)**の保存が必要になる制度です。2021年10月からインボイスの交付ができる「適格請求書発行事業者」の登録が始まりました。

そうすると、税務署に消費税課税事業者届出書を出していない消費税免税事業者には、あまり関係ない制度なのではないでしょうか。



そうでもなくて…。課税事業者はやらないと損をしてしまいますが、免税事業者も無関係ではなく、むしろ影響が大きいかもしれません。課税事業者が**仕入税額の控除**を行うためには、インボイスが必要なのですが、**インボイスを発行できるのは課税事業者だけ**なのです。そのため課税事業者が仕入税額の控除を行うためには、インボイスを発行できる事業者と取引する必要があります。これからも課税対象売上が1,000万円を超えなければ免税事業者を選択できます。しかし、**取引相手が課税事業者だった場合**、今まで免税事業者だった団体も、インボイスの発行のために課税事業者となることを求められ、**消費税の納税**を行う必要が出てくるかもしれません。他にも色々と制度について話したいこともあって、話を聞いたうえで団体としてどうするか判断いただきたいところなのですが…

(これは話が長引きそうだ…) それでは、チラシのスペースも無いので



続 き は セ ミ ナ ー で !

申込み 裏面のQRコードを読み込み、必要事項をご記入いただくか、メールまたはFAXにてお問合せ先まで必要事項を記入し、ご連絡ください。

※お申込みをいただいた後、受付完了のメールをお送りいたします。お申込みから3日経ってもメールが届かない場合は、お手数をおかけしますが、直接ぎふNPO・生涯学習プラザまでご連絡ください。

締切日 令和4年11月23日(水)

お問合せ先 ぎふNPO・生涯学習プラザ 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟2階
TEL:058-372-8501 FAX:058-372-8502
E-mail:gifu-npo-plaza@gifu.email.ne.jp

主催 ぎふNPO・生涯学習プラザ (設置：岐阜県 実施：NPO法人ぎふNPOセンター)

11月25日 消費税インボイス制度セミナー 申込締切：令和4年11月23日(水)

参加者氏名	
団体名	
団体住所	〒
連絡先電話	— —
E - M a i l	
消費税課税事業者 ですか	・はい ・いいえ ・分からない ・その他()
講座で聞きたい こと	
備考	※オンラインでの受講が難しい等がありましたら、こちらにご記入をお願いいたします

※ご記入いただいた個人情報は、適正に管理し、本事業運営上の連絡のみに使用させていただきます。

※セミナーは Web 会議サービスの「Zoom」を使って行います

事前に接続環境の整備など、Zoom が使えることの確認をお願いいたします。Zoom の使い方が分からないなどご不明な点やご不安なことがありましたら、導入方法や使い方の説明などをいたしますので、ぎふ NPO・生涯学習プラザまでご連絡ください。

セミナー当日は、準備等で対応できない場合があります。事前の準備をお願いいたします。

お申込み用 QR コード

